

福岡県大学・研究者後援会ニュース 129 号

発行：福岡県大学関係者・研究者日本共産党後援会 2026 年 4 月 8 日

事務局：〒812-0018 福岡市博多区住吉 5-6-14

衆院選の結果について

2 月 8 日に投開票が行われた総選挙の結果について、全国と福岡県に分けて総括を行います。

全国の結果

本会事務局長 堺英二郎

総選挙の結果、日本共産党は改選 8 議席から 4 議席に大きく後退してしまいました。

比例代表選挙では、前回総選挙での比例得票 336 万 2 千票（得票率 6.16%）から、251 万 9 千票（得票率 4.40%）への後退となり、7 議席から 4 議席となりました。比例代表九州・沖縄ブロックの田村貴昭さんは落選してしまいました。また、沖縄 1 区では、共産党と「オール沖縄」の力を結集して、前回から 3400 票得票をのぼす大健闘での接戦となりましたが、残念ながら赤嶺政賢さんの貴重な 1 人区での議席を

総会案内

下記の要領で福岡県大学・研究者後援会の総会を開催しますので、会員の皆さまの出席をお願いします。

日時 5 月 26 日(火) 14:00～16:30

会場 福岡県教育会館 会議室 4(3 階)

講演 前衆議院議員 田村貴昭氏

総会議題

2025 年度のまとめ・2026 年度活動方針

2025 年度決算・2026 年度予算

失うことになってしまいました。このため、日本共産党は議席が半減し、衆議院での代表質問の資格を失いました。

一方、自民党が単独で衆議院の3分の2以上の316議席になってしまいました。

この総選挙の結果は、国民が高市・自民党の政策に信任を出したことを意味してはいません。高市首相は、「国論を二分する政策を問う」と解散・総選挙に打って出ましたが、その政策の内容について有権者に語ったわけではありません。選挙中の街頭演説では、大軍拡や非核三原則の見直し、憲法9条改憲について語ることはなく、テレビの党首討論などからは逃げ続けました。高市首相が、選挙で唯一看板にしたのは「責任ある積極財政」でしたが、その具体的中身も何ら明らかにすることはありませんでした。

今回の総選挙は、憲法と民主主義の面からも重大な問題点がありました。憲法に反する解散権の乱用、解散から投票日まで戦後最短の16日間しかなく、有権者に争点や各党の政策について考える時間すら与えないなど、高市首相によって「クーデター」的手法で仕掛けられ、強行された総選挙だったことを、厳しく批判しなくてはなりません。

自民党は、比例代表選挙の得票でいえば、投票した有権者のうち36.7%しか獲得しておらず、3分の2超の議席を占めることができたのは小選挙区制度によるものであり、「虚構の多数」であることも強調しなければなりません。

トランプ米政権が要求するGDP比3.5%への軍事費増額とミサイル列島化、「非核三原則」見直しなどについて国民が信任したわけではありません。それにもかかわらず高市政権は「白紙委任」を得たとして危険な政策を強行しようとしています。

また、野党第1党の立憲民主党が公明党に吸収され、自民党政治に屈服したことが、日本の政治の右傾化の流れを加速するものとなってしまいました。

一方、高市旋風は高市政権自身を脅かすジレンマも抱えます。一つは、国民の不満と怒りのもととなった新自由主義政策を強行せざるを得ず、自らへの期待を吹き飛ばしかねないからです。また、高市首相は、消費税の2年間の食料品非課税を実現できなければ大きな失望を買うことになります。

首相の「積極財政」の実態は、国債発行に依存した無責任な放漫財政論であり、財源の不明確な消費税減税論と相まって、円安を加速し、金利上昇を招き、

基礎的な経済指標が乱高下を続けています。円安の進行は物価高で国民生活へのダメージをさらに深めます。

戦後かつてない「戦争国家づくり」の危険が生まれるもとで、高市強権政治に真っ向から立ち向かう日本共産党の役割がかけがえのないものとなっています。高市政権による強権政治を許さず、平和、人権、暮らし、民主主義を擁護し発展させるために、あらゆる分野で国民のたたかいを起こそうではありませんか。

福岡県の結果

本会事務局次長 竹下 秀俊

福岡県に 11 ある小選挙区の結果は、自民党が 10 人当選、無所属が 1 名当選となりました。2024 年 10 月の前回選挙で立憲民主党は 2 つの選挙区（2 区と 10 区）で勝利したが、今回は当選者ゼロとなってしまいました。

比例代表選挙区では、九州・沖縄ブロック定数 20 名の内、自民党は 10 人（前回 7 人）、中道改革連合は 4 人（前回立憲 4 名・公明 3 人）、日本維新の会は 1 人（前回 1 人）、国民民主党は 2 人（前回 2 人）、参政党は 2 人（前回 1 人）、チームみらいは 1 人で、日本共産党は 21 万票（前回 27 万 5 千票）で 0 人（前回 1 人）、れいわ新選組も約 21 万票（前回 46 万 1 千票）で 0 人（前回 1 人）になりました。

この結果、沖縄 1 区での赤嶺候補の落選と合わせて、九州・沖縄での共産党の衆議院議席はゼロとなり、国会とつながりをなくしてしまったことは大きな損失であり、次回選挙までに議席回復のための地道な運動の積み重ねが必要です。麻生太郎氏が立候補した 8 区では、れいわ新選組から立候補した沖園理恵さんと共産党と社民党の 3 者で政策協定（市民連合ふくおかが提示した政策—市民と野党の約束）が結ばれ、福岡県内で唯一共闘が成立しましたが、あまりにも短い選挙期間であり、候補者の人柄や政策を浸透させることができませんでした。

高市政権が仕掛けた極めて短い謀略的選挙戦で、自民・維新連立政権とそれに追従する野党による政策論争抜きイメージ選挙の結果、国民の生活要求と平和な社会の実現に背を向ける右翼的政党が国会議員の大半を占める結果となり、2 月中旬に始まった国会論戦に暗雲をもたらすものとなりました。

この厳しい現状を打破するためには市民運動・労働組合運動の活性化を図り、世論を大きく変えて、国会を包囲していく必要があります。

日中戦争における加害について (1/2)

大分大学名誉教授 神戸輝夫

日本は、1931年9月28日の柳条湖事件（満州事変）から1945年8月15日（敗戦）まで中国への侵略戦争を行った。その間に日本軍が行った筆舌に尽くしがたい加害の実態については、日本では十分に明らかにされず、また加害そのものを事実無根としているものもある。本稿では余り知られていない加害について紹介する。

(1) 撫順市平頂山事件の村民虐殺

1932年9月15日、この日は、日本政府が「満州国」を正式に承認した「日満議定書」を締結した日である。15日の夜、抗日義勇軍は撫順炭鉱への襲撃を行い、戦闘は翌16日未明まで続いた。関東軍撫順守備隊は重機関銃、軽機関銃を携行し平頂山集落を攻撃した。集落住民のほぼ全員を戸外に追い出し、南西側の崖下に追い込み周囲から一斉銃撃で殺戮を行った。

生存者は銃剣で刺殺。遺体を焼却した。その事実を隠ぺいするために崖を爆破し、その土砂で被害者を埋めた。このように遺体を穴埋めにした場所は「万人坑」と呼ばれ、中国各地に存在する。現在、平頂山頂上には高さ19メートル余の「平頂山殉難記念碑」が立てられ、ここを少し下った場所に「平頂山殉難同胞遺骨館」がある。

(2) 海拉尔（ハイラル）要塞建設後に殺害された中国人労働者

ハイラルは内モンゴル自治区北部に位置しロシア国境に近く、「満州国」のソ連に対応する軍事的要所であった。関東軍は1934年から37年にかけて巨大地下壕を備えた要塞を建設した。その建設



ハイラル平和公園の望郷像

工事に南方の中国人労働者が徴用され、要塞完成後、約2万人を殺害した。遺体はハイル北西の砂丘に穴埋めされた。これを「沙山万人坑」と呼んでいる。現在、要塞跡には「世界反法西斯戦争紀念園」が建設されている。

(3) ノモンハン事件における731部隊の細菌作戦

ノモンハン事件は1939年5月から同9月までノモンハン草原を流れるハルハ河を国境として主張する「満州国」とそれを認めないモンゴル人民共和国・ソビエト軍との間に起きた戦闘である。「満州国」のハルビン市にあった関東軍防疫給水本部（満州第731部隊）は、軍医大佐石井四郎指揮のもと急遽ノモンハンにトラック隊を送り汚水を濾過して飲料水とする傍ら、ハルハ河に細菌を投入する秘密作戦を行った。この作戦は731部隊が初めて行った細菌作戦であった。現在、ハルビンに「侵華日軍七三一部隊罪証陳列館」があり、731部隊の加害の実態を告発している。その中に軍医少佐碓常重が率いる20数名の決死隊がハルハ河支流のホルステン河に腸チフス菌を投入する様子を再現した「ジオラマ」が展示されている。ソ連軍に感染者は出ず、逆に



ノモンハン細菌作戦ジオラマ

作戦を実施した日本軍兵士に多くの感染者が出て消毒、検便などに奔走せねばならなかった。この作戦は失敗したが、これに続く浙江省のニンポー（1940年）、湖南省常德（1941年）などへの大掛かりな細菌戦の先駆けとなった。なお、ノモンハン地区には1989年「ノモンハン戦役遺跡陳列館」が建設されている。

(4) 蒋介石生家への空襲と妻毛福梅の爆死

蒋介石は日中戦争時期に重慶国民政府主席を務めていた。日本軍は1938年12月から臨時首都であった重慶に爆撃を始めた。しかし爆撃は重慶だけではなく中国各地にも行われた。浙江省奉化县溪口镇には蒋介石の生家（豊鎬房）があった。1939年12月12日、日本軍の戦闘機6機がここを爆撃した。文昌閣にいた蒋介石の最初の妻毛福梅はこの空襲で爆死した。蒋介石と毛福梅の間に生まれた長男蔣経国は当時、江西省の前線に滞在中であったが、急遽帰宅し母親の死に対して「以血洗血」と血書し、石碑に刻んだ。日本軍が溪口镇を占領したとき、この石

碑を破壊した。日本軍撤退の後、石碑は再建され「先慈毛太夫人罹難処 以血洗血 中華民國二十八年 經国泣書」とした。蔣経国は1988年1月に亡くなっているので、現在、生家は「蔣氏故居」として開放され、観光地となっている。

「働け、働け、働け、働け、働け…」

香川大学名誉教授 高木文夫

「工場労働者は朝5時ないし6時に工場に行き、8時に朝食、12時に正餐、午後5時に紅茶、そして12時間が過ぎると帰宅する。」

のっけから引用で恐縮だが、この文は筆者が長年読んできた、ドイツの「革命詩人」ゲオルク・ヴェールト(1822-1856)の『イングランド紀行』(1844年)の第7章「工場労働者」の一節である。ヴェールトはこの一節のあとに工場で働く10歳の子供の悲惨な状況についても報告する。この後児童労働は禁止されている(少なくとも「先進国」では)。そしてここで特に取り上げたいのは成人の工場労働者も一日12時間働いていたことだ。

一日の半分である。残りの12時間は睡眠、食事など生きていくうえで必要不可欠なことに費やされる。それ以外のことに時間がどれほど残るというのだろう。労働者は低い賃銀で働かせられる上に居住条件も食事内容も劣悪であり、ヴェールトは稿を変えて自らの見聞をつぶさに文章にしている。これが当時世界最先端を進み、空前の繁栄を謳歌していた大英帝国の裏面だった。それでも労働運動が進展し、労働者の団結、時には流血も辞さないような激しい抗議行動により(投獄された労働者がどれほどいたか)、やがて10時間労働を獲得する。2時間だけだが「自由時間 Freizeit(=余暇)」ができ、労働運動の他にも余暇活動が活発になる。

次は今につながる「8時間労働」へのさらなる権利拡大だが、当時のドイツの「社会主義詩」にその文言を多く見るようになる。一例を引いてみよう。

「(...)ついに辛い労働に明け暮れる息子たちを／現世でのより良い暮らしが待ち受けること／仕事を成し遂げるために／日々の仕事を8時間労働にと求めて闘えば／保護されて諸国の民は／穏やかに労働し、穏やかに暮らせること」(「1890年5月1日に寄せて」)

作者のヤーコプ・アウドルフ(1835-1898)は労働者出身で労働者協会などの機関紙誌編集などに携わった。彼の「ドイツ労働者の歌」(1864年)はドイツの労働運動で最も広範囲に歌われた歌の一つになった。上掲の詩は表題に見られるように「5月1日(メーデー)」賛歌である。アメリカ合衆国に端を発するこの労働者の祭典は全世界的に広がりを見せ始めていた。そして「8時間労働」は今では少なくとも形式上世界に定着していて、週休二日制と合わせて表面上当然のように思われている。一日の半分から3分の1にまで労働時間が短縮されたはずである。

しかし今日本では「裁量労働制」の改悪などが企てられているし、収入が乏しければ「副業」を持て、投資をしろと言わんばかりである。週休二日制と一日8時間労働で「食べられない」というのは本来由々しき状態である。8時間労働制で少なくとも一日の3分の1を労働に、3分の1を睡眠・休養に、そして残りの3分の1を上を「自由時間」として思い思いに過ごすのが本来のあり方だし、その時間を何に使うかは各人の自由であり権利である。生産性が上がれば、労働時間を短縮し、週休三日にすることも可能だ。技術革新はその方向に向けられるべきで、「人員削減」は「筋違い」のはずだ。充分な「自由時間」があってこそ日本国憲法で保証された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(第25条)の行使が可能だ。そこから政治に対する目が養われ、意見を表明する事もできる。こんな時間を奪っておいて何が「民主主義社会」だと言えようか？

ついに言えば、「5月1日」は世界の多くの国で「国民の祝日」になっているが、日本では選考する昭和天皇の誕生日を屁理屈を付けては「祝日」にしなから、5月1日は頑なに祝日にしようとしな。なんとも不思議なことだ。



玄海原発訴訟・第 55 回口頭弁論

本会会員 貫橋宣夫

原発なくそう！九州玄海訴訟の第 55 回口頭弁論が 3 月 13 日、佐賀地裁で開催されました。今回は被告である九州電力が地震対策について裁判所に提出している文書陳述の内容が審査の対象になりました。証人尋問が午前、午後それぞれ 1 時半、合わせて 3 時間にわたって行われました。

証人席に着いたのは九州電力の総務部長である赤司氏。同氏は九州電力の地震対策に関する責任者です。午前中は九電と国の弁護士が赤司氏に対して尋問を行いました。九電の主張の正当性を裁判官に納得させるような質問で、赤司氏は明確に質問に答えました。

午後の時間帯は、原告側の 3 人の弁護士が赤司氏に対して尋問を行いました。「地震に対しては万全の策をとっている」とする九電の陳述の弱点や矛盾を質問によって暴きました。「九電の対策に都合のよい学者の意見は採用しているのに、地震学の権威である学者の意見は採り入れていない。その理由はどこにあるのか。都合が悪いからか」という質問に対して、赤司氏は明快な返答をすることができませんでした。「これまでに排出した放射性廃棄物や今後必ず発生する廃棄物の処理について解決策を持っているのか」という質問にも、「国の動向を見ながら解決の方法を見つけていきたい」としか答えることができませんでした。

これまでの口頭弁論では、原告側が意見陳述を一方的に行うのみで、被告の九電、国は法廷で文書の提出のみで口頭での意見陳述は行ってきませんでした。積極的に裁判所に足を運んで傍聴しても、被告の主張を知る機会はありませんでした。

今回の口頭弁論でやっと法廷ドラマで演じられているような原告と被告の緊張あるやりとりに接することができました

